

第1回議会改革特別委員会

日時：平成31年2月19日（火）午後1時25分～

場所：市議会委員会室

組織会后、初めての委員会となり、昨年12月に制定した「つがる市議会基本条例」に基づく議会運営について、これまでの議会運営方法と照らし合わせ、見直す点がないか協議を行った。

【結果】

- ① 議員間での討議を行う際、時間の無駄を少なくするため、実施方法を見直しをした。（答弁する側の場所を演壇から自席へ変更）
- ② 一般質問、質疑を行う議員が資料を活用して行う際、著作権等の侵害にならないように行うことを明確にした。
- ③ 総括質疑（注1）の通告の締切期限の見直し及び質疑の内容の明確化。
- ④ これまで各委員長が行う委員長報告（議案の審査結果）、発議（委員会による議案等の提案）については、委員会における審査を尊重し質疑しないことを基本として考えてきていたが、自由に討議できるようにすることとした。
- ⑤ 議会基本条例で規定する、質問、質疑に対し答弁する理事者側（市長等）に付与された反問権の運用方法を確認した。

【今後の検討事項】

- ① 議会基本条例に規定する各項目で、その実施方法を協議する。
- ② 改選前からの検討事項で、未実施の項目について協議する。

（注1） 総括質疑とは、議会に提出された議案の審議、審査に入る前に不明な点について質疑を行うもの。